

敦賀きらめき温泉リラ・ポートの指定管理に係る調査に関する決議

(調査事項)

- 1 本議会は、地方自治法第100条の規定により、次の事項について調査するものとする。
 - (1) 敦賀きらめき温泉リラ・ポートの指定管理者基本協定書に基づいた敦賀市の履行状況に関する事項
 - (2) 産経建設常任委員会所管事務調査等の結果から、不適切に執行されていると疑われる敦賀市の事務に関する事項

(特別委員会の設置)

- 2 本調査は、地方自治法第109条及び委員会条例第4条の規定により委員10名をもって構成する敦賀きらめき温泉リラ・ポートの指定管理に係る調査特別委員会を設置して、これを付託するものとする。

(調査権限)

- 3 本議会は、1に掲げる事項の調査を行うため、地方自治法第100条第1項及び同法第98条第1項の権限を上記特別委員会に委任する。

(調査期限)

- 4 上記特別委員会は、1に掲げる調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

(調査経費)

- 5 本調査に要する経費は、本年度においては、200,000円以内とする。

以上、決議する。

令和元年9月19日

敦賀市議会